

一般社団法人エレクトロニクス実装学会 学会誌等の投稿規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という）の学会誌等に投稿する際に遵守すべき事項について定めることを目的とする。

2. 前項の「学会誌等」とは、「エレクトロニクス実装学会誌」（以下、「学会誌」という）と「Transactions of The Japan Institute of Electronics Packaging」（以下、「英文論文誌」という）を指す。

(投稿者の資格)

第 2 条 学会誌の投稿代表者は、本学会の正会員または学生会員でなければならない。

2. ただし前 1 項に関わらず、本学会の編集委員会で認めた場合は、この限りではない。

3. 英文論文誌の投稿代表者は、本学会の正会員または学生会員に限らず投稿および掲載できる。

(著作権および出版権)

第 3 条 本学会の学会誌および英文論文誌に掲載された内容の著作権および出版権は本学会に帰属する。

2. 本学会の学会誌および英文論文誌に掲載された内容の全文または一部を、原著者自身が著作権法の範囲内で複製、翻訳、翻案などの形で利用することは差し支えない。ただし本学会に事前に書面にて申し出て許諾を求めるとともに、原稿中に本誌からの引用・転載であることを明記しなければならない。

3. 本学会の学会誌および英文論文誌には、他の著者による既発表の文献と同一内容または極めて類似した内容の投稿は受け付けられない。

4. 自らの著作物であっても、本学会以外の組織が著作権を有していて、本学会に著作権譲渡できないなどの著作権上問題がある場合の投稿は受け付けない。

5. 本学会の学会誌および英文論文誌に掲載された記事の引用・転載などの申請が外部からあった場合は、本学会が適当と認めた場合には、その申請を許諾することができる。但し、その旨を事前に原著者に連絡する必要がある。

6. 本学会の学会誌および英文論文誌に掲載する論文、解説記事などに他の著作物に記載された内容の一部を引用する場合には、その著作物の著作権所有者の承諾を得た上、出典を明記しなければならない。

(投稿原稿の再掲載)

第 4 条 この規程でいう投稿原稿の種類については、別途定める「学会誌等投稿規程の運用細則」で定め、本学会の学会誌および英文論文誌に掲載する投稿原稿は、原則として、いずれも印刷物または電子的媒体として未発表、あるいは公共性の高いプレプリントサーバ等に掲載されたことがないものに限る。

2. ただし前項に関わらず、第 5 条に定める二重投稿禁止に記載の例外文献および、編集委員会が認めたものはこの限りではない。

3. 第 1 項に関わらず、本学会の英文論文誌に掲載後 1 年以内であれば、和文に翻訳して本学会の学会誌に投稿ができる。ただし、投稿時に「英文論文誌に掲載された論文の和訳である」ことを明記すること。

4. 第 1 項に関わらず、本学会の学会誌に掲載後 1 年以内であれば、和文を翻訳して英文論文として英文論文誌に投稿がで

きる。ただし、投稿時に「学会誌に掲載された論文の英訳である」ことを明記すること。

(論文の二重投稿の禁止)

第 5 条 既発表または投稿中の文献と同一内容または極めて類似した内容を、同一著者もしくは少なくとも 1 名を含む著者として、「学会誌等投稿規程の運用細則」で定める論文として投稿してはならない。

2. ただし前項に関わらず、既発表または投稿中の文献すべてが、以下の第 (1) 号かつ第 (2) 号の両方の条件を満足し、かつ、(脚注や参考文献の形で) 論文中で適切に引用されている場合は、例外として二重投稿にはあたらないものとする。

(1) 該当文献が著作権および出版権について前第 3 条の第 3 項および第 4 項に抵触していない

(2) 該当文献が以下のいずれかであること

① 特許公開／公告公報等

② 大学の学士論文・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等

③ 本会や他学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等

④ 本学会の学会誌に投稿する場合で、英文論文誌に掲載後 1 年以内に和文に翻訳したもの

⑤ 本学会の英文論文誌に投稿する場合で、学会誌に掲載後 1 年以内に英文に翻訳したもの

⑥ 企業の技報等

⑦ 新聞記事等

⑧ 公共性の高いプレプリントサーバ等に含まれる文献

(二重投稿に対する罰則)

第 6 条 投稿原稿に対して、二重投稿の疑いが生じた場合、編集委員会では、他学会等と連絡をとり調査する。調査の結果として、編集委員会が二重投稿と判断した場合は、以下の処分を科す。

(1) 投稿論文に対する即時の不採録

(2) 投稿原稿の全著者に対する本会の全論文誌及び学会誌への処分決定後 1 年間の投稿禁止

(3) 二重投稿先に対する周知

(4) 掲載後に発覚した場合は、掲載取消の周知文を学会誌（冊子体及び Web）に掲載

(著者の責任)

第 7 条 掲載された原稿の内容に関する責任は、著者が負うものとする。

(投稿方法・査読)

第 8 条 投稿原稿の書き方及び投稿方法、査読および著者校正の詳細規程については、別に定める「学会誌等投稿規程の運用細則」による。

(投稿等料金)

第 9 条 本学会の学会誌または英文論文誌への投稿及び別刷り料金については、別に定める「学会誌等投稿規程の運用細則」による。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。

一般社団法人エレクトロニクス実装学会 学会誌等投稿規程の運用細則

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 3 月 1 日改訂

平成 26 年 4 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という）が別に定める「学会誌等の投稿規程」を運用するために必要な詳細な事項を定めることを目的とする。

2. ここで学会誌等とは、「エレクトロニクス実装学会誌」（以下、「学会誌」という）と「Transactions of The Japan Institute of Electronics Packaging」（以下、「英文論文誌」という）を指す。

(投稿の種類)

第 2 条 本学会の学会誌の論文の種類は以下のとおりとする。

(1) 研究論文

エレクトロニクス実装技術に関する分野で、独創性・価値のある内容を含む研究について有用性・発展性のある新しい技術・知見・理論の報告とする。また、緒言、方法、結果、考察、結論等の内容で構成され、論文としての体裁の整ったものとする。掲載範囲は 6～8 ページを目安とする。

(2) 総合論文

エレクトロニクス実装技術に関する研究で、独創的かつ価値のある内容を含み、かつ、著者自身が発表した一連の研究論文や速報論文をまとめて総合的に考察を加え、独創的かつ価値のある知見を得たものとする。掲載範囲は 6～10 ページを目安とする。

(3) 速報論文

エレクトロニクス実装技術の発展に有益な内容を含み、速やかに発表する必要のあるものとする。速報論文の内容をさらに発展させることにより、本誌の研究論文として投稿できる。掲載範囲は 2～4 ページを目安とする。

2. 本学会の学会誌の論文以外に掲載するものは以下のとおりとする。

(1) 技術報告

エレクトロニクス実装技術に関する研究・開発の過程で得られた技術や製品（ソフトウェアを含む）についての報告で、価値あるデータなどを含むものとする。掲載範囲は 3～6 ページを目安とする。

(2) 解説

各分野のトピックス、例えば新開発の技術、技術の基礎となる理論や応用技術、実務上有用な内容などについて、読者にわかりやすく解説したものとする。掲載範囲は 4～8 ページを目安とする。

(3) 誌上討論

掲載された研究論文、総合論文、速報論文、技術報告に対する質疑討論を誌上にて行うものとする。掲載範囲は 1～2 ページを目安とする。

(4) 一般寄稿

図書紹介、書評、海外情報、あるいは読者の声、随想など、本学会員にとって有益と思われる内容、その他編集委員会が適当と認めたものとする。掲載範囲は任意とする。

3. 本学会の英文論文誌に掲載する論文は以下のとおりとする。

(1) テクニカルペーパー

英文で書かれたもので、エレクトロニクス実装技術に関する分野で、独創性・価値のある内容を含む研究について有用性・発展性のある新しい技術・知見・理論の報告とする。また、緒言、方法、結果、考察、結論等の内容で構成され、論文としての体裁の整ったものとする。掲載範囲は 4～10 ページを目安と

する。

(2) ショートノート

英文で書かれたもので、エレクトロニクス実装技術の発展に有益な内容を含み、速やかに発表する必要のあるものとする。ショートノートの内容をさらに発展させることにより、本誌のチュートリアルペーパーとして投稿できる。掲載範囲は 4 ページ以内を目安とする。

(3) チュートリアルペーパー

英文で書かれたもので、エレクトロニクス実装技術に関しての解説的な内容の報告とする。例えば新開発の技術、技術の基礎となる理論や応用技術、実務上有用な内容などについて、読者にわかりやすく解説したものとする。掲載範囲は 4～10 ページを目安とする。

(使用言語)

第 3 条 本学会の学会誌への投稿の原稿は日本語または英語に限る。

2. 本学会の英文論文誌への投稿の原稿は英語に限る。

(原稿の書き方と投稿方法)

第 4 条 本学会の学会誌への投稿原稿の書き方は、編集委員会が別途定めた「学会誌原稿執筆の手引き」（ガイドライン）に従う。

2. 本学会の英文論文誌への投稿原稿の書き方は、英文論文誌編集委員会が別途定めた「英文論文誌原稿執筆の手引き」（ガイドライン）に従う。

3. 投稿代表者は本学会所定の投稿カード（電子投稿システムの場合は画面による）に投稿原稿の種別を明記し、原稿とともに提出する。

4. 投稿原稿の受理日は本学会に原稿が到着した日とし、これを本学会の学会誌または英文論文誌の掲載時に明記する。

5. 本学会の学会誌または英文論文誌に掲載可となった場合、著者は著作権移譲の承諾書に署名し、提出しなければならない。

6. カラー印刷を希望する場合、図・写真をカラーで掲載希望の場合は別途料金とする。

(カラー印刷を希望する場合は見積もりをおとりします。)

(査読)

第 5 条 学会誌への投稿原稿に対する査読は以下の第 1 号から第 3 号に従って行う。

(1) 学会誌への投稿原稿のうち、研究論文、総合論文、速報論文は、編集委員会が別途定めた「査読について」に沿った専門家・識者による査読の結果を基に、編集委員会において掲載の可否を決定する。

(2) 前項以外の本学会の学会誌への投稿原稿については、編集委員会が査読を行い、掲載の可否を決定する。

(3) 査読の結果、再提出を要求された投稿原稿については、本学会から著者あてに返送された日から起算して 3 か月（ただし速報論文の場合は 1 か月）を経過しても再提出されない場合は新規投稿として扱う。

2. 英文論文誌への投稿原稿に対する査読は以下の第 1 号から第 2 号に従って行う。

(1) 学会誌への投稿原稿のうち、テクニカルペーパー、ショートノート、チュートリアルペーパーは、英文論文誌編集委員会が別途定めた「査読について」に沿った専門

家・識者による査読の結果を基に、英文論文誌編集委員会において掲載の可否を決定する。

- (2) 査読の結果、再提出を要求された投稿原稿については、本学会から著者あてに返送された日から起算して3か月（ただしショートノートの場合は1か月）を経過しても再提出されない場合は新規投稿として扱う。

(著者校正)

第6条 本学会の学会誌および英文論文誌への投稿原稿著者校正は1回行う。

2. 校正原稿は受け取り後1週間以内に返送することとし、期限内に遅れた場合は、編集委員会または英文論文誌編集委員会の校正をもって校了とすることがある。
3. 校正の際の加筆は原則として認めない。
4. 印刷上の誤りについては、著者からの正誤訂正の申し出があった場合に、原稿と対比し、誤植と原稿訂正の別を明らかにして、直近の発行号に掲載する。

(掲載料)

第7条 本学会の学会誌に掲載された投稿原稿の著者は別表1に定める掲載料を支払う。ただし、編集委員会より執筆を依頼した原稿については、掲載料は無料とする。

別表1 学会誌への掲載料 (消費税別)

論文・報告の種類	掲載料
研究論文・総合論文・速報論文・技術報告	刷り上がり1ページにつき3,000円
解説、誌上討論、一般寄稿	無料

2. 本学会の英文論文誌に掲載された投稿原稿の著者は別表2に定める掲載料を支払う。ただし、英文論文誌編集委員会より執筆を依頼した原稿については、掲載料は無料とする。

別表2 英文論文誌への掲載料 (消費税別)

論文・報告の種類	掲載料
テクニカルペーパー・ショートノート・チュートリアルペーパー	刷り上がり1ページにつき3,000円

(別刷り)

第8条 本学会の学会誌または英文論文誌に掲載された投稿原稿の別刷りを希望する場合は、投稿原稿の種類あるいは編集委員会または英文論文誌編集委員会より執筆を依頼した原稿にかかわらず、別表3に定める代金により、申しこむことができる。学会誌および英文論文誌別刷りは印刷物またはCDでの申込みができる。

(改 廃)

第9条 この細則の改廃は、会誌発行事業担当常任理事が行い、改廃後は速やかに理事会へ報告する。

附則

1. この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。
2. この改訂細則は平成25年3月1日から施行する。

別表3 学会誌の別刷り料金

(1) 表紙なしの場合

(単位：円，消費税別)

ページ数	別刷り部数			
	25部	50部	75部	100部
1～2p	4,500	4,500	5,000	5,000
3～4p	6,500	6,500	7,000	7,000
5～6p	7,000	7,000	8,000	8,000
7～8p	7,500	7,500	9,000	9,000
9～10p	8,000	8,000	10,000	10,000
11～12p	8,500	8,500	11,000	11,000
13～14p	9,000	9,000	12,000	12,000
15～16p	9,500	9,500	13,000	13,000

(2) 表紙付きの場合

(単位：円，消費税別)

ページ数	別刷り部数			
	25部	50部	75部	100部
1～2p	8,000	8,000	10,000	10,000
3～4p	10,000	10,000	12,000	12,000
5～6p	10,500	10,500	13,000	13,000
7～8p	11,500	11,500	14,000	14,000
9～10p	12,000	12,000	15,000	15,000
11～12p	12,500	12,500	16,000	16,000
13～14p	13,000	13,000	17,000	17,000
15～16p	13,500	13,500	18,000	18,000

(3) CDによる別刷り作成

(単位：円，消費税別)

原版作成 (1枚) CDラベル含む	4,000
増版 (1枚につき)	500

(表紙データ追加：2,000円)

(4) 梱包手数料および送料

(単位：円，消費税別)

梱包手数料	400
送料 (郵送または宅配便)	実費